

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立（2件） （漁業管理課） 〈4・25揭示〉	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（2件） （ 〃 ） 〈 〃 〉	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（県民生活・男女共同参画課） 〈4・15揭示〉	1
○農用地利用配分計画の認可の申請（2件） （農地・担い手対策課）	1
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2
○警備員等に係る検定の実施	3

## 告 示

### 高知県告示第261号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成28年4月25日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

羽根町加入区

### 高知県告示第262号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成28年4月25日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

柏島加入区

### 高知県告示第263号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成24年4月高知県告示第298号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成28年4月24日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月25日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

羽根町加入区

### 高知県告示第264号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成24年4月高知県告示第299号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成28年4月24日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月25日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

柏島加入区

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったため、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成28年4月15日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年4月15日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成28 年4月 11日	特定非 営利活 動法人 絶糖を 志す会	池本 知 世	高知市 新本町 二丁目 5番1 号	この法人は、保健又は医療の増進のために、食生活の改善により健康やかに生きることを目指す方達を対象に、生

活習慣病や現代病の原因と言われる食生活の改善に取り組む活動を行うことにより、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったため、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成28年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

### 1 農用地利用配分計画の概要

(1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高知市高須砂地197番地  
澤本 和男

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高知市高須砂地207番1及び248番1並びに高須字長場江塩田南ノ丸313番4、313番5、334番2、334番3、334番5、339番2、339番3及び339番4

(2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高知市大津乙479番地  
山添 真次郎

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高知市大津字久武甲749番、字依光甲804番1及び字古門乙1304番1

(3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
高知市春野町東諸木625番地  
岩田 卓雄

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
高知市春野町東諸木字弘方西4598番

### 2 申請年月日

平成28年4月13日

### 3 縦覧場所

高知県農業振興部農地・担い手対策課

### 4 縦覧の期間及び時間

平成28年4月26日（火）から同年5月10日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律（昭和23年法律第

178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)

- 5 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県農業振興部農地・担い手対策課

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成28年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
  - (1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称  
四万十市具同4766番地  
浜田 信幸
  - (2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番  
四万十市楠島字近沢田59番及び字名連108番
- 2 申請年月日  
平成28年4月14日
- 3 縦覧場所  
高知県農業振興部農地・担い手対策課
- 4 縦覧の期間及び時間  
平成28年4月26日(火)から同年5月10日(火)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)
- 5 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県農業振興部農地・担い手対策課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年4月26日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
------	----------------	------------------

平成28年3月7日 27高安土第2754号	(第2工区) 安芸郡田野町字上ノ岡4462番ほか	安芸郡田野町1828番地5 田野町長 安岡 雅徳
--------------------------	-----------------------------	-----------------------------

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第9号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成28年4月26日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号業務」という。)
  - (2) 種別
    - ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)
    - イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)
  - (3) 実施期日
    - ア 新規取得講習  
平成28年7月5日(火)から同月13日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の7日間
    - イ 追加取得講習  
平成28年7月11日(月)から同月13日までの3日間
  - (4) 実施場所  
吾川郡いの町天王北一丁目14番地  
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員  
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
  - (1) 新規取得講習 25人
  - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
  - (1) 新規取得講習  
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とす

- る。
    - ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
    - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
    - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
    - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
  - (2) 追加取得講習  
受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。
  - 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
    - (1) 受講希望の事前申込方法
      - ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。
      - イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。
      - ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
    - (2) 事前申込みの受付期間
      - ア 平成28年6月6日(月)及び7日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。
      - イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
- なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファ

クシミリの表示時間によって行う。

(3) 受講予定者の確定方法

ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。

イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成28年6月8日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。

ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。

5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

平成28年6月13日(月)から同月15日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通

イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

(ア) 3の(1)のアに該当する者にあつては、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し

(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通

エ 受講申込確認書 1通

(4) 受講申込書等の提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404)

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係

~~~~~

**高知県公安委員会告示第10号**

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成28年4月26日 高知県公安委員会委員長 島田 京子

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

施設警備業務 1級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 検定の実施日及び開始時間

平成28年7月28日(木) 午前9時

(2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地  
高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員

30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知

識及び能力を有すると認める者として、施設警備業務1級検定受検資格認定書(以下「1級検定受検資格認定書」という。)の交付を受けた者

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間

平成28年6月20日(月)から同月24日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等

ア 検定申請書 1通

イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)

ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚

エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>(ア) 4の(1)に該当する者にあつては、施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面</p> <p>(イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受験資格認定書の写し</p> <p>(4) 受験対象者の確定方法<br/>受験対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受験票の交付<br/>受験対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受験票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法<br/>検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。<br/>なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 受験時の服装<br/>警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。</p> <p>(2) 持参品<br/>ア 受験票<br/>イ 筆記用具<br/>ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽<br/>エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先<br/>高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p> |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|